

○商品投資販売業者の業務に関する命令（平成四年大蔵省・通商産業省令第一号）

改正案	現行
<p>（投資者の保護に欠ける禁止行為）</p> <p>第七条 法第二十四条第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。</p> <p>九 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。</p>	<p>（投資者の保護に欠ける禁止行為）</p> <p>第七条 法第二十四条第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p>